豊後大野市公共交通事業者等事業継続支援金交付要綱

（目的）

第１条 この要綱は、原油価格高騰により影響を受けている地域公共交通事業者等の事業継続を支援するため、燃料費について、価格高騰分の一部を助成することについて豊後大野市補助金等交付規則(平成 17 年豊後大野市規則第 50 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

（1）貸切バス事業者　道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第３条第１項ロに該当し、同法第４条第１項の規定に基づき国土交通大臣の認可を受けた一般貸切旅客自動車運送事業を営む者をいう。

（2）タクシー事業者　道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第３条第１項ハに該当し、同法第４条第１項の規定に基づき国土交通大臣の認可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業を営む者をいう。

（3）運転代行事業者　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号）第２条第１項に規定する自動車運転代行業を行う者をいう。

（交付対象及び支援金の額等）

第３条　支援金の交付の対象となる者は、令和７年３月 31 日時点で市内に本社若しくは営業所を有している事業所のうち、令和６年４月１日から令和７年３月 31 日までの間に継続して当該事業を行っており、かつ、厳しい経営環境にあっても、今後も継続する意思を有している前条各号に定める事業者であること。

2　支援金の交付対象となる車両は、交付対象者が補助対象期間内に事業用に供するために所有し、又は自動車リース事業者等とのリース契約に基づき借用している車両であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　自動車検査証において使用の本拠の位置が豊後大野市内である登録車両

(2)　道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）による種類のうち、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（２輪車（オートバイ）は除く。）

3　支援金の額等は、別表に掲げるとおりとする。

（支援金の交付申請）

第４条 支援金の交付を受けようとする者は、豊後大野市公共交通事業者等事業継続支援金交付申請書（様式第１号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 支援金の交付申請の期限は、令和７年７月１日とする。

3 支援金の交付回数は、１事業者につき１回を限度とする。

（支援金の交付条件等）

第５条　支援金の交付に関し付する条件は、次のとおりとする。

(1)　暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第

2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならないこと。

(2) 補助金交付決定後1年間、事業を継続すること。

(3) 本事業に関し、市長が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立入検査には誠実に応じること。

(4) 申請内容に虚偽事項その他不正手段による不正受給が判明した場合には、支援金を速やかに返還すること。

（支援金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めたときは、交付を決定するとともに、支援金の額を確定し、豊後大野市公共交通事業者等事業継続支援金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定による決定通知を受けた者は、速やかに豊後大野市公共交通事業者等事業継続支援金交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（支援金の交付）

第7条 市長は、前条第2項の規定による請求書の提出があったときは、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に支援金を交付するものとする。

（支援金の返還）

第8条 市長は、第6条第1項の規定による支援金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1）この要綱に違反し、又は申請について不正の行為があったとき。

（2）偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

（3）その他市長が不適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により返還を命じるときは、交付事業者に対し、豊後大野市公共交通事業者等事業継続支援金返還決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（着手届及び完了届の免除）

第9条 規則第8条に規定する事業着手届及び事業完了届の提出は、要しないものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月２１日から施行し、令和6年度3月補正予算に係る支援金に限り適用する。

別表（第３条関係）

事業区分	支援金の額等
貸切バス事業者	1　支援金額は、交付申請日時点において市内の自主路線の運行に使用されている車両１台につき 115,000 円とする。
タクシー事業者	2　支援金額は、交付申請日時点において主に市内を運行するために使用されている車両１台につきタクシー事業者は 88,000 円、福祉タクシー事業者は 23,000 円とする。
運転代行事業者	2　支援金額は、交付申請日時点において、主に豊後大野市内を運行するために使用されている車両１台につき 23,000 円とする。